# 昭和58年度の村政の施行にあたり

月潟村長　金子由征

昭和五十八年度を迎えるにあたり、世界的不況の中で輸出国である我国の内外の経済情勢は尚一段とその厳しさを増し、国、県ならびに地方自治体の財政はその影響を受けその財源確保に苦慮している時期に直面しております。その現実を真剣にとらえ、過大な計画を抑制しつつ、財源の確保に最大の努力を重ねるとともに健全な行政運営を目指し、村行政全般にわたり地域の振興発展にますます万全を期し努力してまいる所存であります。即ち、事務、事業の見直しによる無駄を省き、経費の節約、財源の重点的効率的な配分等であります。

三月定例議会で承認されました五十八年度一般会計予算は、八億七、六一〇万円であります。これは五十七年度当初予算に比較いたしまして五%の減額であります。国の経済不況による税収の落ち込み等により地方交付税が三、五〇〇万円減額されておりますが、法人税、固定資産税等の増加もあり、村税としては三、二〇〇万円の増額を見込んでおります。しかしながら、本村のような財政規模の小さいまた、財政力の乏しい村は、住民の多様化する御要望にお応えして事業を実施したり、環境整備を推進していく為には、国、県の補助事業の形態を推進していく以外に村の発展は望めないと考えております。今後も補助事業獲得の為、国や県との強力なつながりを深めながら将来を展望した施策を実行してまいる所存であります。

昭和五十八年度月潟村といたしましては、五年目に入りました農村総合整備モデル事業を柱とし、集落排水等の整備を促進し、環境整備を行ってまいります。又、農業立村である月潟村の現状を認識し、国県の御協力を頂き、農業の複合化、規模拡大、競争力の強化の為になるような補助事業の計画、立案につとめます。継続事業であります県営一般農道整備事業の推進、同じく継続事業の木滑地区宅地排水事業の完成による環境整備。又、災害時に備えての小型消防ポンプ積載車二台を月潟と釣寄に配備し、機動力を充実。老人保健法における健康管理事業の推進等老人福祉対策の充実、村民全体の健康管理の面では、人間ドックの受診年令を六十九才まで引き上げ、受診病院に白根健生病院を加え、より一層充実致します。又、印鑑証明の間接証明への移行による事務事業の簡素化。奨学金増額改正、施設改善による教育問題の充実。又、地元商工業者発展の為にも商工会と協力し村全体の問題として取り組んでまいりたいと考えます。農業につきましては、地力培養団地工事費に補助金を交付し、水田畑地の地力の増強に役立つよう努力をしてまいります。又、住民サービス面では都市ガス導入事業で年内供給を目指し資金面での協力ということで融資の交渉、利子補給という面で便宜を計ってまいります。

いずれにいたしましても、限られた財産の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行い、これらを本年度の重点施策として実現に努力してまいる所存であります。

よろしく御協力と御指導をお願い申し上げます。

## 議会だより

# 58年度予算成立　第一回定例会

昭和五八年度第一回定例村議会は、三月七日から十六日までの会期十日間で開かれました。

付議された議件は、条例の一部改正五件、新たな制定五件、村道認定一件、補正予算三件、当初予算四件、その他一件の計十九件で、それぞれ原案の通り可決されました。

（以下概要）

○ 議案第二五号　新潟市と月潟村の法定伝染病患者の診察等に関する事務委託に関する規約の変更について

法定伝染病について新潟市に委託してありますが、この規約の中へ老人保健法の規定を入れるもの。

○ 議案第七号　国民健康保険条例の一部改正

国民健康保険運営審議会委員の数を、診療側委員、被保険者委員、公益委員が各々四名であるものを、それぞれ一名づつ減して、各々三名にするもの。

○ 議案第八号　国民年金印紙購買基金条例の一部改正

本年度の国民年金保険料が値上りしたので、印紙の購入に不足が見込まれるので、基金額を千三百万円から千四百万円に改ためたもの。

○ 議案第九号　奨学金貸与条例の一部改正

奨学金の貸与額一ケ月当り高校七千円から八千円に、大学一万三千円から一万五千円に。

○ 議案第十号　特殊児童生徒就学援助条例の一部改正

義務教育児童生徒中、聾盲学校等の特殊学校に入っている生徒に対する援助金一ケ月二、五〇〇円を三千円に。

○ 議案第十一号　家庭奉仕員巡遣に伴う費用徴収条例の制定

○ 議案第十二号　乳児医療費助成に関する条例制定

○ 議案第十三号　妊産婦乳児医療費助成に関する条例の廃止に伴う経過措置条例

以上三件は別掲にあり、概要は省略します。

○ 議案第十四号　印鑑条例の制定

本年十月一日から印鑑証明が直接証明（印鑑をもって行く方法）から間接証明（印鑑をもたないで印鑑登録証をもって行く方法）に変るもの。なお、今後部落説明会等がありますので御留意下さい。

○ 議案第十五号　義務教育施設整備基金条例の制定

学校の老朽化が目立って来たので建築する際、多額の予算が一度に必要となる為、今年から基金を積立るもの。

○ 議案第十六号　特別職の職員が非常勤のものの報酬等の条例の一部改正

農業委員の月額報酬について、会長二万八千円を三万円に会長代理二万二千円を二万三千円に、委員一万九千円を二万円に改め、選挙管理委員会補充員の報酬を全額カットするもの

○ 議案第十七号　村道路線の認定

次の四路線が新たに村道として認定され、一路線が延長されました。

村道一〇九号線　上曲通地内旧曲通樋管下手道路

村道一一一〇号線

村道一一一号線

村道一一二号線　以上三路線は、何れも下曲通地内で浸透水排除事業で造った道路です。

村道四七号線は、村道一号線（東部用水路沿）大別当と中之口村界から中之口村地籍分（五ケ江用水路）までの中之口村地籍分を舗装、管理等を月潟村が行なっていたので中之口村の了解を得て、村道として延長認定したもの。

○ 議案第一八号　昭和五七年度一般会計補正予算

予算総額を四八八五万六千円増額し、九億二〇九二万一千円とするもの。

歳入の主なものは、村税一、五三三万三千円、地方交付税二、六二一万五千円、国県支出金九三五万九千円、負担金三万一千円の減、財産収入百万円、繰越金五五五万三千円諸収入三五六万八千円、村債二三〇万円の減です。

歳出の主なものは、役場敷地内国有地払下げ二三九万七千円、助役給与関係費不用減分一八四万二千円、土地開発基金繰出金六一五万八千円、財政調整基金積立金四千万円、減債基金積立金百万円、義務教育施設整備基金積立金五百万円、県議、土地改良区総代選挙費三八万二千円、老人医療費関係不用減一一三万円除雪関係費三二九万円、公民館図書代百万円、村債繰上償還額三五〇万円、予備費五四七万六千円減（一般財源充当）その他各項目共予算整理を行っております。

○ 議案第一九号　昭和五七年度国保会計補正予算

予算総額を、一〇五万二千円増額して二億一五〇三万六千円とするもの

歳入の主なものは、国保税の減一一六万二千円、国庫支出金二一〇万二千円、その他となっており、歳出の主なものは、保険給付費二七九万円、その他となっております。

○ 議案第二〇号　昭和五七年度水道会計補正予算

予算総額を、四九七万五千円減額して一億五、二六九万八千円とするもの。

歳入の主なものは、水道使用料三五一万四千円、諸収入九七四万一千円減、繰越金一〇七万二千円、その他となっており、歳出では、水道施設について、事務費、施設管理費が四九七万五千円減額しております。

○ 議案第二一号　昭和五八年度一般会計予算

○ 議案第二二号　昭和五八年度国保会計予算

○ 議案第二三号　昭和五八年度老人保健会計予算

○ 議案第二四号　昭和五八年度水道会計予算

以上の四件については別掲にあり、概要は省略します。